

川崎市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付 (住宅支援資金) 事業

母子家庭の母又は父子家庭の父が、高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金、高等学卒業程度認定試験合格支援給付金等を活用して、自立に向けて養成機関で修業し、資格取得を目指す場合に、住宅支援資金を貸し付けます。

貸付対象者

高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金、高等学校等卒業程度認定試験合格支援給付金等の支給を受けており、プログラム策定員の立てる自立支援計画書に従って就職に有利な資格の取得や収入増につながる資格の取得が見込まれる養成機関を修了し、取得した資格が必要な業務に1年以上従事しようとする方。

貸付の金額等

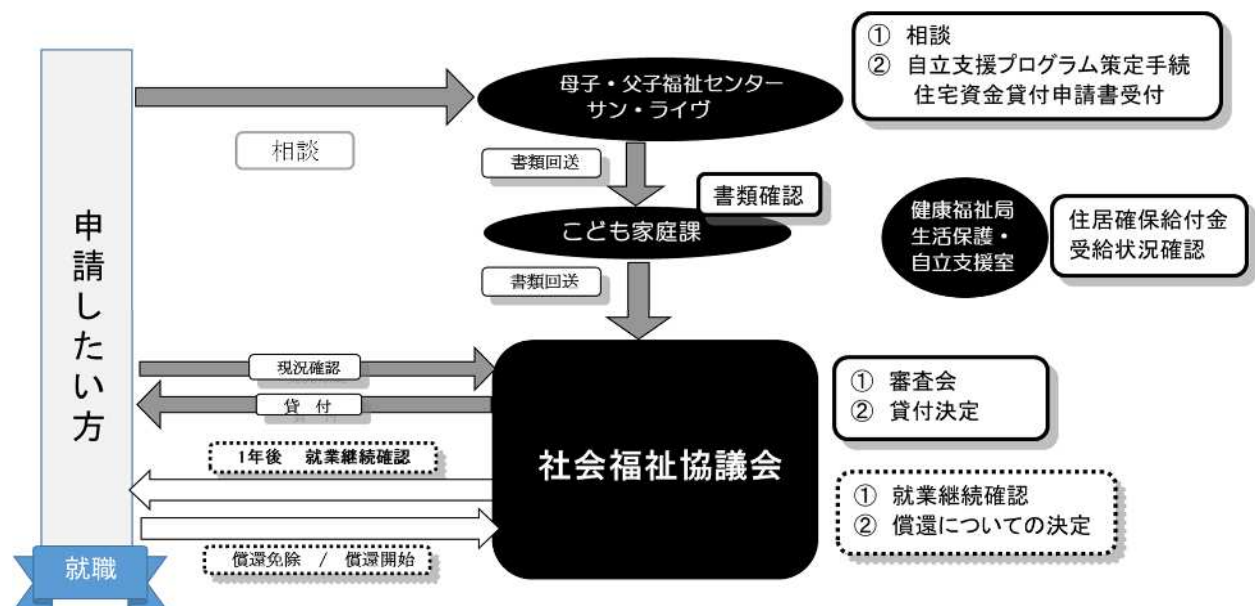
入居している住宅家賃の上限**4万円**を修学中の最長**12か月**間貸し付けます。

※住居確保給付金等を受給している方は、その差額が貸付額となります。

貸付金の返済

貸付金は、養成機関を退学したとき、養成機関を修了し、かつ資格を取得した日から1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に従事しなかったとき、必要な届出を行わなかったときなどには、5年以内の返済が必要です。無利子です。

ただし、養成機関を修了し、かつ資格を取得した日から1年以内に就職やプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、取得した資格が必要な業務に1年間従事した場合には、全額返済が免除されます。



申請や御相談については

「母子・父子福祉センターサン・ライヴ」044-733-1166まで

※本事業は、市の補助事業として、川崎市社会福祉協議会が実施するものです。

※その他のお問合せは、こども未来局こども支援部こども家庭課 電話：044-200-2672まで